

振興課關係

1. 市町村地域包括ケア推進事業について

- 地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、
 - ① 一人一人のニーズに応じて、医療や介護のみならず、介護保険外サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で用意されていること
 - ② 同時に、サービスがバラバラに提供されるのではなく、包括的・継続的に提供できるような地域での体制づくりが必要である。(地域包括ケア)
- 包括的・継続的にサービスを提供するには、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要であるが、その中心的な役割として、地域包括支援センター等が活躍することを期待されているところ。(地域包括支援ネットワークの構築)
- そこで、市町村が地域住民のニーズや地域課題を把握し、地域包括支援センター等を活用して地域のコーディネート機能を強化し、ニーズに対応するための介護保険外サービスを含めた地域包括支援ネットワークを強化推進していくことにより、地域包括ケアの体制づくりを推進するための事業を創設したもの。
- また、今後、地域包括ケアを全国的に推進していくため、事業の検証等を併せて行うこととしており、事業の詳細については別添を参照されたい。
- 今後の地域包括ケア推進のため、本事業の積極的な活用について管内市町村に対して周知願いたい。
- なお、各都道府県におかれては、本事業の円滑な実施にご協力をお願いするとともに、本事業に限らず管内市町村の地域包括ケアの推進のための取組み状況を把握していただき、厚生労働省へ情報提供していただくとともに、管内市町村へ広く周知していくなど全国的な地域包括ケアの推進にご協力をお願いしたい。

市町村地域包括ケア推進事業の概要

目的

地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センター等のコーディネート機能の強化や地域課題に対応した課題解決の仕組み作りを行う。

実施主体

市区町村。ただし、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる事業所等に委託することができる。また、事業の実施範囲は、市区町村内の特定の地域（例えば、〇〇地域包括支援センターの担当圏域など）を対象として実施することも可能。

事業の全体像（詳細は別紙）

- ① 地域の課題を把握するための調査を実施（既存の調査の活用も可）。
※補助対象外

- ② ①の結果を受け、
- ・地域包括支援センター等機能強化事業
 - ・集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業
- を実施。

地域包括支援センター等機能強化事業

基本事業（基本的にすべての市区町村において実施）

【全国で50市区町村が対象予定】

- 地域包括支援ネットワーク強化推進事業
- 地域包括支援センター等広域連携事業
- 地域の実情に応じた事業

補助単価の目安：

1市区町村につき3事業合わせて800万円程度

選択事業（基本事業を実施した上で実施主体の判断により実施）

【基本事業を実施する市区町村のうち5市区町村が対象予定】

- IT化推進事業

補助単価の目安：1市区町村につき1,000万円程度

集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

【全国で5市区町村が対象予定】

補助単価の目安：1市区町村につき2,000万円程度



③ 今後の地域包括ケア推進のための検討に資するため、ケア上の効果や課題、事業のコスト等について検証を行い、厚生労働省において実施する会議等において報告

今後のスケジュール

- ・平成22年3月中に厚生労働省より協議書を送付し、スケジュールをお示しする予定
- ・検証（中間報告）については平成22年度末に行う予定